

北栄町中央公民館大栄分館新築工事（建築主体工事）について、下記のとおり特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工するので、参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ参加すること。

なお、共同企業体名は「北栄町中央公民館大栄分館新築工事（建築主体工事） 企業名・企業名 特定建設工事共同企業体」とする。

令和7年12月18日

北栄町長 手嶋 俊樹

記

## 1 工事の概要

- (1) 工事名称 北栄町中央公民館大栄分館新築工事（建築主体工事）
- (2) 工事場所 東伯郡北栄町由良宿
- (3) 工事概要 (本館) 鉄骨造2階建て 延べ床面積 1,235.74m<sup>2</sup>  
(カーポート) アルミ平屋建て 延べ床面積 25.45m<sup>2</sup>  
(サイクルポート1) アルミ平屋建て 延べ床面積 10.12m<sup>2</sup>  
(サイクルポート2) アルミ平屋建て 延べ床面積 10.12m<sup>2</sup>
- (4) 工種 建築一般
- (5) 工期 議会議決日の翌日から令和9年3月26日
- (6) 予定価格 660,770,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 設計業務受託者 株式会社あおい総合設計 中部事務所  
鳥取県倉吉市上井265番地1 401号室
- (8) その他
- ア 本件工事に係る契約については、北栄町議会の議決を要する。
  - イ 工事場所内で実施する同工事（電気設備工事）、同工事（機械設備工事）、同工事（木質化工事）、その他別途工事（以上、北栄町発注）と協調を図り実施するものとする。
  - ウ 入札時積算数量書活用方式対象工事であり、実施方法等は「鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」による。
  - エ 本工事は営繕工事における週休2日促進工事の対象外とするが、現場作業員が週休2日を確保できるよう努めること。
  - オ 補助事業の条件のため工事の着工日は令和8年4月以降の町が定める日とし、補助に係る部分（断熱工事、L o w-E ガラス、昇降機設備）は令和9年1月31日までに完了し検査のうえ請求すること。また、前払金の請求は工事の着工日以降とすること。

## 2 工事の入札方式

特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札

## 3 入札参加条件

- (1) 共同企業体に関する事項
- ア 倉吉市又は東伯郡内に本店を有し、かつ、鳥取県建設工事競争参加資格者名簿に記載されている建築一般A級を有する者及び北栄町内に本店を有し、かつ、鳥取県建設工事競争参加資格者名簿に記載されている建築一般B級以上を有する者により自主的に結成されたものであること。
  - イ 構成員は、2名又は3名とする。
  - ウ 各構成員の出資比率は、2名の場合は30%以上、3名の場合は20%以上とする。
  - エ 代表者は、建築一般A級を有する者とする。なお、その出資比率が異なる場合は、当該比率の大きい者を代表者とする。

オ それぞれの構成員が本件入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者に関する事項

次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、監理技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 法人の常勤の役員、個人事業主、又は直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出日以前の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 建築工事業に係る監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士であること。

(3) 共同企業体の代表者以外に関する事項

次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、主任技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 法人の常勤の役員、個人事業主、又は直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出日以前の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 建築工事業に係る主任技術者となることができる資格を有する者であること。

(4) 共同企業体構成員全てに関する事項

ア 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

イ 本町に入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、5（1）アに示す期限までに受理された者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

エ 入札参加申込時点において、北栄町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年訓令第28号）の規定による指名停止を受けている者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

#### 4 共同企業体の有効期間

当該工事の入札の結果、町が契約を締結した共同企業体を除き、当該契約が締結された日をもって終了するものとする。

#### 5 入札参加手続き

(1) 質問書の受付

ア 受付期間 令和8年1月8日（木）午後5時必着

イ 提出先 〒689-2111 東伯郡北栄町土下112 北栄町中央公民館

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール (koumin@e-hokuei.net)

(2) 質問書への回答

ア 回答期限 令和8年1月13日（火）

イ 回答方法 町ホームページにて、受け付けたものから隨時回答する。

(3) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付

ア 受付期間 令和8年1月16日（金）午後5時必着

イ 提出先 5（1）イに同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送

(4) 郵便等による入札とする（持参も可）

ア 受付期間 令和8年1月23日（金）午後5時必着

イ 提出先 5（1）イに同じ

#### 6 入札に関する書類の閲覧場所 5（1）イに同じ

閲覧図書のデータ提供を希望する場合は、CD-Rを持参すること。

## 7 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年1月26日（月） 午前9時 開札
- (2) 場 所 北栄町中央公民館

## 8 入札保証金に関する事項 入札保証金 免除

## 9 現場説明の日時及び場所 行わない

## 10 その他必要な事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書には、入札の根拠となる積算内訳書を添付すること。なお、積算内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。
- (3) 入札終了後、落札者は非課税事業者又は免税事業者である場合に限り、その旨を明記した届出書を提出すること。
- (4) 請負代金の額が100万円以上の工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

- 一、契約保証金の納付
  - 二、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三、銀行もしくは町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四、公共工事履行保証証券による保証
  - 五、履行保証保険契約の締結
- (5) 開札前天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
  - (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## （別記）入札条件

- 1 入札者は、いったん提出した入札書の書換、引換又は撤回をすることはできない。
- 2 入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることができない。
- 3 次に掲げる入札は無効とする
  - (1) 提出期限までに必要書類を提出しなかった者の入札
  - (2) 記名押印のない入札
  - (3) 金額数字の不鮮明な入札
- 4 再度入札において、前回の最低入札金額（最低制限価格未満の入札金額を除く。）以上の入札金額で応札したものは失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。
- 5 入札を辞退する場合は、開札までに辞退することを明記した入札辞退届を持参又は郵送すること。